

(参考様式)

八頭町有機農業実施計画

1. 市町村
鳥取県 八頭町
2. 計画対象期間
令和7年度 ～ 令和11年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
ア 有機農業の現状 八頭町は、鳥取県の東南部に位置し、周囲を扇ノ山等1,000mを超える山々に囲まれ、これらの山々を源流とする大小の河川が合流して八東川を形成し、その流域には帯状に平地が開けている。八頭町の農業は、こうした地形を活かして、米作を中心に、梨、柿等の果樹栽培が盛んに行われている。 有機JAS認証を4名が取得しており、その経営面積は8.17ha（水稲3.13ha、野菜4.54ha、果樹0.5ha）で八頭町の耕地面積1,630haのうち約0.5%となっている。 イ 5年後に目指す目標 ①有機農業者の増加 R7：有機農業者9名（うち有機JAS認定4名） ⇒ R11:12名 ②有機農業面積（有機米）の拡大 R7：313a ⇒ R11：733a ③学校給食の有機農産物（有機米）提供数量の拡大 R7：5日（450kg） ⇒ R11：140日（12,600kg） ウ 目標設定の考え方 ①有機JAS認定、特別栽培、環境直接支払交付金の取組者を対象とする。 ②有機米の平均反収300kg/10aとして積算 年間学校給食提供数量に必要な面積 $12,600\text{kg} \div 300\text{kg} = 420\text{a}$ ※有機米は有機JAS規格の取組水準とする。 ③年間学校給食提供日数 約140日 1日消費量90kg 年間必要数量 $140\text{日} \times 90\text{kg} = 12,600\text{kg}$
4. 取組内容
ア 有機農業の生産段階の推進の取組 ①有機農業者の増加、有機圃場面積の拡大 有機農業者の裾野を広げるため、栽培技術や経営に関する知識の習得を目的とした研修会を実施し、有機農業者及び取組面積の拡大を図る。

②有機農業者の意見交換の場の創出

有機農業に関する意見交換の場を創出し、農業者間における情報交換や栽培技術支援を行い、有機農産物の安定的な生産体制を構築する。

③堆肥・消化液の地域内循環による利用拡大

生産者が良質な資材を安定的に活用できるよう、町内及び近隣市町村の畜産農家と連携強化を図り、堆肥・メタン発酵消化液などの地域資源を有効活用し、土づくり技術の普及を行い、循環型農業を推進する。

④有機米の生産拡大に向けた取組

有機米の安定した生産体制の確立に向け、有機ＪＡＳ認証農家ほ場において水田除草機を活用し作業を効率化し、生産拡大を図る。

⑤太陽熱処理を用いた雑草抑制

野菜の安定した生産体制の確立に向け、有機ＪＡＳ認証取得農家の有機野菜ほ場において太陽熱処理による除草対策技術を試行し、効果を検証するとともに作業の効率化を図る。

⑥果樹の剪定枝の炭化

果樹の剪定枝の炭化（バイオ炭）を行い、圃場に還元する事により温室効果ガスの削減に繋げるとともに、圃場の土壌診断等を実施し効果を検証する。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

①学校給食等の有機農産物提供数量の拡大（消費）

給食に使用する米は、全量有機米への転換を目指す。米以外の農産物についても徐々に有機農産物に転換し、使用量を拡大する。

学校給食への有機農産物の供給数量の拡大に向け、計画的な生産や供給方法、品質管理等について町と有機農業取組者で定期的に話し合いを行い、学校給食共同調理場と生産者の間で発注・納品等の仕組みづくりを検討する。

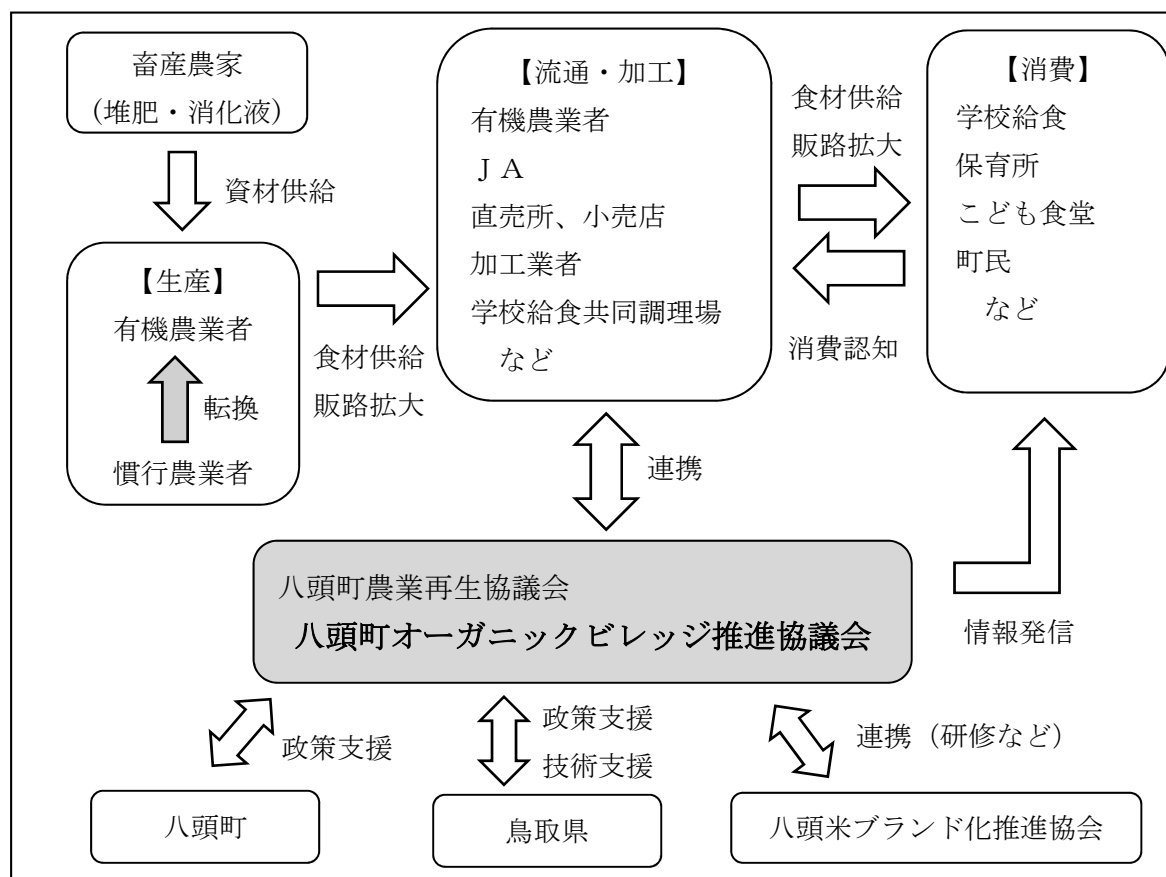
②販売促進及び認知拡大（流通・消費）

町内の直売所や小売店と連携し、有機農産物特設コーナーの設置を検討する。町イベント「八頭町マルシェ」へ出店し、八頭町有機農産物の知名度向上を図る。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図

事業推進組織として八頭町農業再生協議会が事業実施主体となり「八頭町オーガニックビレッジ推進協議会」を設置し、有機農業実施計画の策定及びその実現に向けた取組を行う。



イ 関係者の役割

○行政機関（八頭町・鳥取県）

有機農業実施計画に必要な事務、政策支援、技術支援。

○有機農業者

有機農業に係る取組の実践。

○消費者

有機農産物の消費、情報発信。

○J A、直売所、有機農業者など

有機農産物の供給、販路拡大

○学校給食共同調理場

学校給食を通じた食育の発信。

○畜産農家

堆肥・メタン発酵消化液など、地域資源を有効活用した資材供給

○八頭米ブランド化推進協会 栽培技術の研修、情報共有など
6. 特定区域の設定等
八頭町全体を特定区域に設定した。
7. 本事業以外の関連事業の概要
有機農業を中心とした環境負荷低減農業を推進し、環境に配慮した農業と消費活動を行う。
8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について
市町村と鳥取県が共同で作成した「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」に沿って有機農業を推進する。
9. その他（達成状況の評価、取組の周知等）
達成状況の評価について ・有機農業の取組に関する調査を行い、人数や面積などを集計する。 取組の周知等について ・有機農業に関する研修会など、有機農業を学ぶ機会を創出する。 ・町イベント「八頭町マルシェ」へ出店し、町民に広く取組の周知を図る。 ・町HP、町SNS、広報やずなどを活用し取組の周知を図る。

10. 資金計画

取組内容	所要額（千円）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画策定	600	0	0	0	0
生産段階 （試行・研修など）	1,130	1,130	600	600	600
流通加工消費等	500	1,200	2,300	3,400	4,500
計	2,230	2,330	2,900	4,000	5,100